

土浦市民くらしの便利帳共同発行业取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。以下「要綱」という。）及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。以下「基準要項」という。）に定めるもののほか、民間事業者との共同による土浦市民くらしの便利帳（以下「くらしの便利帳」という。）の発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 くらしの便利帳は、市が提供する行政情報（以下「行政情報」という。）並びに第5条の規定により選定された民間事業者等（以下「共同発行业事業者」という。）が取材及び編集した観光、歴史、地図等の地域情報（以下「地域情報」という。）及び企業等の広告（以下「広告」という。）により構成されたものとする。

2 前項に定めるもののほか、くらしの便利帳の規格については、別紙土浦市くらしの便利帳仕様書（以下「仕様書」という。）の定めるところによるものとする。

(事業者の資格)

第3条 市町村税を滞納している者及び事業者（代表者を含む。）は、共同発行业事業者となることはできない。

(共同発行业事業者の募集)

第4条 共同発行业事業者の募集は、土浦市ホームページ等で公募するものとする。

2 公募の際の仕様書については、市長が別に定めるものとする。

(共同発行业事業者の決定)

第5条 共同発行业事業者になろうとする者（以下「申込者」という。）は、土浦市民くらしの便利帳共同発行业事業申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、企画提案書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、共同発行业事業者の可否を決定し、土浦市民くらしの便利帳共同発行业事業可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

3 前項の規定による共同発行业事業者の可否の決定は、申込者から提出された企画提案書等に基づき、1名を共同発行业事業者として選定する。

(費用負担)

第6条 くらしの便利帳の発行、配布に係る費用は、共同発行业事業者が全額負担するものとする。

(原稿の作成等)

第7条 共同発行业事業者は、くらしの便利帳の発行前に土浦市民くらしの便利帳原稿承認申請書（様式第3号）に、くらしの便利帳の印刷原稿（以下「原

稿」という。)を添付し、市長に提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、共同発行事業者から前項の申請書の提出を受けた場合は、内容を審査し、適当と認めたときは土浦市民くらしの便利帳原稿承認書（様式第4号）を、不適当と認めたときは土浦市民くらしの便利帳改善通知書（様式第5号）を共同発行事業者に交付するものとする。
- 3 市長から前項の通知書を受けた共同発行事業者は、再度前項の申請書を市長に提出し、市長から当該申請に係る前項の承認書の交付を受けなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、くらしの便利帳の原稿の作成については、仕様書の定めるところによるものとする。

（納入等）

第8条 共同発行事業者は、発行したくらしの便利帳を市内の全世帯に配布することにより、納入に換えるものとする。ただし、残部は市が指定する場所に納入する。

- 2 前項に定めるもののほか、くらしの便利帳の納入方法については、仕様書の定めるところによる。

（広告等の掲載内容の変更及び取止め）

第9条 共同発行事業者が、くらしの便利帳に掲載する地域情報又は広告（以下「広告等」という。）の内容を変更し、又は取り止めようとする場合は、土浦市民くらしの便利帳共同発行事業広告等掲載（内容変更・取止め）届出書（様式第6号）に必要事項を記入し、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、広告等の掲載内容を変更する場合で、既に納入したくらしの便利帳（第8条の規定により各世帯に配布したものを含む。）があるときは、市長と協議の上、共同発行事業者の責任において速やかに対応するものとする。

（発行の取消し）

第10条 市長は、要綱及び基準要項に定めるもののほか、くらしの便利帳に掲載される広告等が次の各号のいずれかに該当する場合には、くらしの便利帳の発行を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、共同発行事業者の決定を受けたとき。
 - (2) 市長が指定する日までにくらしの便利帳を納入しないとき。
 - (3) 市長が指定する日までにくらしの便利帳の原稿を提出しないとき。
- 2 市長は、前項の規定によりくらしの便利帳の発行の取消しを決定したときは、土浦市民くらしの便利帳共同発行事業取消決定通知書（様式第7号）により、事業主に通知するものとする。
 - 3 第1項第1号の事由により前項の取消し決定の通知を受けた共同発行事業者は、既に納入したくらしの便利帳（第8条の規定により市内の各世帯に配

布したものを含む。)がある場合は、市長と協議の上、これを回収するなど速やかに対応しなければならない。

- 4 第1項の規定による取消しにより生じた共同発行事業者の損害について、市は弁償しない。

(共同発行事業者の責務)

第11条 共同発行事業者は、くらしの便利帳の発行に関する事項（行政情報の内容に係るものを除く。）のすべてについて、一切の責任を負うものとする。

- 2 共同発行事業者は、くらしの便利帳への広告等の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。ただし、市の責めに帰す場合はこの限りでない。

(協定の締結)

第12条 市と共同発行事業者とは、要綱、基準要項及びこの要領に定めるところにより、くらしの便利帳の発行及び配布に関する協定を締結するものとする。

付 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。